

高松商工会議所 生命共済制度 新型コロナウイルス感染症に関する保障(補償)の お取り扱いについて

1. 保険金

責任開始期（共済加入日）以後発病した新型コロナウイルス感染症を直接の原因として保険期間中に死亡された場合には、災害保険金のお支払い対象となります。

（死亡保険金＋災害保険金）

時効：保険金の請求権は、その権利を行使することができることから3年間請求がないときは時効により消滅します。

保険金		加入口数											
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
場病 合気 による	死亡保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
にウ新 よイ型 るルコ 場スロ 合ナ	死亡保険金 ＋ 災害保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		400	600	800	1000	1200	1400	1600	1800	2000	2100	2200	2300

2. 病気入院見舞金（当所独自給付金）

新型コロナウイルス感染症は、病気入院見舞金の支払対象となる「疾病」に該当します。

陽性・陰性にかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、支払い対象となります。

また、医療機関の事情により、入院が必要にもかかわらず、臨時施設（病院と同等とみなせる施設）、または宿泊施設や自宅で療養し、医師の治療を受けている場合等も、医師の証明書等（コピー可）をご提出いただくことで支払対象となります。

※ご請求時に、生命共済制度加入1年以上の継続加入者が対象です。

給付内容	口数	2～4口	5～9口	10～13口
病気入院見舞金 (5日以上、保険期間中1回)		5,000円	10,000円	15,000円

お問い合わせ

高松商工会議所 会員活動推進課

TEL : 087-825-3501

Email : service@takacci.or.jp